

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の
一部を改正する政令案について（概要）

令和 7 年 10 月
内 閣 府
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省
環 境 省

1. 改正の背景

第 217 回国会において、2050 年カーボンニュートラルの実現等のため、我が国の排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置許可や、区域指定の際に海洋環境等の保全の観点から国が調査等を行うこと等について規定した「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 59 号）」が成立し、令和 7 年 6 月 11 日に公布されたところである。同法は公布後 1 年以内に施行されることとなるため、同法の施行に伴い、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成 31 年政令第 46 号）の規定の整備を行う必要がある。

2. 主な改正内容

- (1) 今般の法改正により、公募占用計画、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に、要管理情報の管理に関する事項を記載することとなった。当該情報の管理に関する事項に係る区域のうち、上空については当該海洋再生可能エネルギー発電設備の最上部の高さまでの区域とし、海底については当該海洋再生可能エネルギー発電設備の最下部の深さまでの区域と規定することとする。
- (2) 今般の法改正により、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備の設置が、一部の例外を除いて原則禁止とされた。この設置禁止の例外となる設備として、羽根の回転により海域における風力を電気に変換する設備であって、その変換した電気を専ら当該設備又はこれと一体として設置される設備において使用するものであり、かつ、当該羽根の長さが十メートル以下であるものを規定することとする。

3. 施行期日等

公布日 : 令和 7 年 12 月（予定）

施行期日 : 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 59 号）」の施行の日